第11回高浜発電所に係る地域協議会

令和3年3月14日 京都府庁福利厚生センター 第1~3会議室

〇 司会

定刻になりましたので、第11回高浜発電所に係る地域協議会を開催いたします。 本日の協議会は、12月に開催した住民説明会とその後メールや文書でいただいた住 民意見等を踏まえた今後の対応について、御協議いただきたく開催させていただきまし た。なお、本日は、内閣府、資源エネルギー庁、原子力規制庁、関西電力に御出席いた

だいておりますが、お手元に配布の出席者名簿での御紹介とさせていただきます。

それでは、開会にあたり、西脇知事から御挨拶申し上げます。

○ 京都府西脇知事

本日は、高浜発電所に係る地域協議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。これまでの地域協議会におきましては、高浜発電所1・2号機に係る安全性に関して国や関西電力からの御説明に対し、京都府原子力防災専門委員の先生方にも御相談、御講評をいただいたところで、協議会の中では一定理解することができたと思っております。

前回の協議会では、住民の皆様にもそういった対応をわかりやすく説明し、御意見や 御質問を賜った上で国と関西電力から御回答いただき、その結果を集約して、本協議会 で再び報告いただくということを決定しました。先日開催した幹事会で、結果の集約を 行いましたので、これについては後ほど事務局から御報告させていただきます。

それらの意見を踏まえまして、改めて皆様と高浜発電所1・2号機に係る課題への対応について意見交換をさせていただき、御出席の国や関西電力のお考えも伺った上で、今後の協議会としての対応を御相談申し上げたいと思っております。限られた時間ではございますが、皆様におかれましてもぜひ忌憚のない御意見を賜り、国、関西電力からも丁寧な御説明、御回答をいただければ幸いでございます。よろしくお願いします。

〇 司会

それでは、議事の進行について古川副知事にお願いいたします。

京都府古川副知事

古川です。それでは、進行させていただきます。

はじめに、住民説明会とその後の住民からの質問等のとりまとめ結果について、事務 局から報告をお願いします。

○ 事務局

関西電力高浜発電所1・2号機に係る住民説明会の開催結果及びその後の住民からの

質問等の概要について、御報告いたします。

まず、住民説明会の開催方法ですが、新型コロナウイルス感染症対策から人数を制限した上で舞鶴会場と、他の6市町の合同として綾部会場の2会場で開催するとともに、その模様を各市町のホームページで配信いたしました。舞鶴会場は12月6日に住民166名、合同会場は12月12日に住民155名の参加を得ての開催となりました。最初に資源エネルギー庁からエネルギー政策について、次に関西電力から高浜1・2号機の安全性について、最後に原子力規制庁から高浜発電所の安全対策と1・2号機の審査結果について御説明いただき、質疑の時間も含めいずれも2時間程度で終了したところでございます。

会場での質問については、舞鶴では市長、議長、自治会長の代表が、合同会場では住民6名から質問がありました。また、住民説明会に参加いただけない方には録画を見ていただいた上で、質問をメールや郵送で受け付けまして、国や関西電力から回答があり次第順次、各市町のホームページでアップしたところです。質問数の合計は172件となりました。大くくりの集計では、40年超原子炉容器の劣化や自然災害等、原子力発電所の事故が防げるのかという不安が40%弱、それから再生エネルギーへの転換、リスクの高い原発の再稼働等、原子力発電の必要性への疑問などが40%弱、原子力発電所で事故が発生し避難する事態になった場合の避難路や避難体制等、避難に対する不安が20%弱という結果が得られたところでございます。内訳については、次のページに記載をしておりますので御覧ください。事務局からの説明は以上です。

○ 京都府古川副知事

住民意見等の概要についてはお聞き及びのとおりでございます。本日は地域協議会で取り組んでまいりました高浜発電所1・2号機に対する説明に加え、住民意見等の結果を踏まえて再度、市町の皆様と意見交換を行い、課題等を共有した上で今後の対応を考えるということでございます。

それでは、皆様から御発言をお願いしたいと思いますが、最初に知事から発言をお願いします。

○ 京都府西脇知事

では、私から総括的な話をさせていただきます。

住民説明会におきましては、関西電力から高浜発電所における原子炉格納容器の上部の遮蔽壁、中央制御盤の最新のデジタル化による重要施設の監視強化など、新規制基準の安全対策に加え、関西電力独自の安全向上対策について、また、運転期間を40年から60年に延長した際の特別点検の内容について御説明いただきました。原子力規制庁からはその審査結果について御説明いただき、高浜発電所1・2号機の運転延長において安全と判断した根拠について、一定確認ができたわけでございます。ただ、先ほど報告がありましたように、住民の皆様からは、福島第一原子力発電所事故の原因となった地震や津波が発生した際に現在の対策で本当に事故を防ぐことができるのかということ

や、運転延長期間での使用に金属容器が本当に耐えられるのかといった原子力発電所で の事故に対する不安の声があがっているのも事実でございます。

これまでは、国に対しては、高浜3・4号機と大飯3・4号機について、避難路整備や福井県からの避難車両と避難路が重複することによる渋滞対策、一時集合場所等での安定ョウ素剤の配布、避難退域時検査場所における検査体制など要員や資機材の確保、要支援者を含む住民の避難車両と運転員の確保、自衛隊等による支援内容の具体化、これらについて要望し、関西電力には原子力発電所の安全確保対策の徹底、住民避難等に係る協力としてモニタリング、屋内退避時の備蓄、避難車両、放射線防護資機材等の提供をお願いしています。いずれにしても、国及び関西電力においては、住民の不安を少しでも解消する必要から、改めて、避難計画の実効性向上につながる対応をお願いしたいと思います。また、原子力発電所における安全対策や原子力発電の必要性について、今回の説明会にとどまらず、機会があるごとに住民に対し丁寧な説明をお願いしたいと思います。私からは以上です。

○ 京都府古川副知事

それでは、次に舞鶴市からお願いします。

○ 舞鶴市多々見市長

舞鶴市長です。

市では、12月6日に住民説明会を開催し、国や関西電力にはわかりやすい説明に努めていただくとともに、全市民が見られるようにインターネット等で広く公開し、全市民から質問や意見を受け付けたところです。

その結果、20名の方から質問や意見が寄せられ、去る1月19日をもって全員に回答を行いました。6名の方からは、さらに理解を深めたいとの声をいただき、国と関西電力には、重ねて丁寧に回答をいただきました。市民の皆様から寄せられた意見や要望については、これまでから、私自身、繰り返し、要望してきたことではありますが、この場において、改めて、国と関西電力に申入れをさせていただきたいと考えております。他市町の要望と併せ、地域協議会として、京都府と関係7市町が連名で、要望書という形で、国と関西電力に要望を行っていただきたいと考えております。 資源エネルギー庁、内閣府、関西電力、原子力規制庁に対して、要望いたします。

1番目に、資源エネルギー庁と内閣府に対してでありますが、福島事故を契機に、国の原子力防災に係る新たな概念として、距離に応じたPAZ、UPZの考え方が導入されて以来、私は国に対し一貫して繰り返し、PAZを有する舞鶴市には立地自治体と同じ対応が求められており、国の責任において立地自治体と同じ対策を講じていただくよう強く要望してきたところであります。

先般の住民説明会においても、資源エネルギー庁からは「府県の違いによって防災対策の推進に差があってはならない。」と言及いただき、立地自治体と同じ対策を講じる自治体と認識していただいたところであります。

殊に、広域避難路である舞鶴若狭自動車道の整備では、舞鶴西〜舞鶴東IC間の4車線化については政府横断で取り組むべき課題として、経済産業省、内閣府、国土交通省など、関係省庁が連携し、事業の推進に向けた対応が図られているものと認識しております。

今後、避難路の整備、防災資機材の配備、広域避難体制の構築、さらには地域振興の 充実に至るまで、より一層の支援が行われるものと認識しております。着実な実行をお 願いいたします。

2番目に、関西電力に対してでありますが、関西電力には国のエネルギー政策を担う公共性の高い企業として、その責任を果たしてもらわなければなりません。なかでも、原子力発電所の運転については、地域社会の信頼を得ることが重要であり、いかなる事情よりも安全性をすべてに優先させることが再稼働の絶対条件であることを肝に銘じていただきたいと存じております。安全対策の徹底に終わりはありません。慎重の上に慎重を期して、絶対に事故が起こることがない運転を行い、万が一、異常が確認された場合には速やかに停止することを、PAZを有する自治体の長として強く要望いたします。

3番目に、原子力規制庁に対してでありますが、新規制基準では、福島事故を教訓に 地震や津波への対応が抜本的に見直されたものと認識しておりますが、地域住民の中に は新規制基準の対策で充分なのか、更新することができない原子炉などの経年劣化対策 は充分なのか、再稼働に不安と懸念を抱く方もおります。規制側としても、常に新しい 知見を取り入れ、安全性の向上を図り、独立性の高い機関として事業者を厳正に審査、 指導していただき、住民の不安と懸念を取り除くようお願いいたします。

以上について、舞鶴市長として強く要望いたします。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、綾部市にお願いいたします。

○ 綾部市山崎市長

綾部市長の山崎でございます。ただいま、舞鶴市長がおっしゃったことで大体カバー され、一部重複しますが、綾部市として要望させていただきます。

先だってテレビで映画「Fukushima50」の再放送がされていましたが、福島事故により原子力発電所の安全神話は崩壊し、原子力発電所は100%安全でないということを前提に、安全性を高めつつ、避難対策の充実が非常に重要であると思っております。オンサイトの安全性はもちろんのことでございますが、オフサイトの避難の課題をセットで改善することが必要と思っています。

そういった前提の中で、関西電力に対しては、ハード、ソフト面にわたって継続的に 安全性向上に向けた取り組みをしていただきたく、特に金銭問題やこれまでの企業の経 営上のトラブルによって関西電力の信頼は低下しております。引き続き、信頼回復に向 けて着実に業務改善計画を進めていただきたいと思っております。また、事業者として、 当事者意識を持ち、避難対策、あるいは防護対策に関する支援もいただければと思いま す。UPZ住民や自治体に何か還元できる措置を検討いただければと思っております。

一方、国に対しての要望でございますが、発電所のプラント内での安全性は確実に高 くなっていると思いますが、繰り返し申し上げますが、避難対策がなかなか進んでいな い。プラントの安全性は世界最高水準と言われていますが、避難対策も世界最高水準の レベルを求めていく必要があると思っています。立地県の福井県は、相対的ではありま すが、道路整備や公共施設整備などが進んでいます。そういう意味では、同じUPZ区 域であっても、県境を越えただけで、京都府あるいは綾部市の整備が進んでいないとい う状況がございます。道路が寸断すれば、京都府民、綾部市民はもちろんのこと、福井 県民も避難できないことになってまいります。特に、福井県と隣接する上林地区は冬期 に雪が深く、除雪しなければ通行できない箇所がございます。府道1号線主要地方道小 浜綾部線や上杉和知線、俗に黒石峠という所がございますが、こういった避難道路の整 備が目に見えて改善するということが非常に重要と思っております。特に綾部市は高齢 者が多く、バスなどの避難車両や運転手の手配も必要となってまいります。そういった 避難する体制が確保できていなければ、我々も住民に対し理解を求めることは難しく、 理解していただけない部分があります。逆に言うと、安全性を確保し、避難対策が年々 改善していけば、市民の理解を一定得られる部分もあるかと思います。立地自治体であ る福井県と同様に、避難に必要な道路、資機材の整備や人員の確保、また、地域振興に 係る支援について強く要望するものでございます。

そういう意味では、舞鶴市長もおっしゃいましたが、本日の内容については、地域協議会として、京都府、UPZを有する関係市町が揃って要望書としてとりまとめ、国及び関西電力にそれぞれ要望することを求めたいと思います。

それからもう1点だけ、今年はエネルギー基本計画の見直しの年と聞いております。 脱炭素の流れが強まる中でカーボンニュートラルと言われますが、原発の位置づけとい うのが今まで以上に注目されると思います。原発推進派、あるいは反対派に、100% 理解を得るというのはなかなか難しいかもしれませんが、一定の理解が得られる説得力 のある計画にしていただきたいと付け加えたいと思います。私からは以上です。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、福知山市にお願いします。

○ 福知山市大橋市長

福知山市長です。福知山市としての意見と要望を述べさせていただきます。

まず、原発に関して想定外ということは絶対にあってはなりません。本地域協議会の中でも、原発の施設も当然古くなればなるほど劣化をしていくという中で、なぜ原則40年と定められた運転期間を延長するのかということに関して、原子炉容器の中性子脆化や母材のみならず、溶接部の脆化遷移温度や予測式の妥当性の問題、また、万一の際の緊急対応などについて、確認をさせていただいてきたところでございますが、改めて関西電力には、絶対に事故が発生しない万全の体制をとっていただくことを強く要請を

させていただきます。

これまでの推移を振り返る中で、クレーン倒壊事故や蒸気発生器伝熱管の損傷、また、安全対策工事における労災事故、そして、金品受領問題など、事故や事件が相次いで発生しており、その都度、市民の皆さんには大きな不安と不信が生じていると思います。 関西電力には、万全の上にも万全の安全確保対策や情報公開、企業としてのコンプライアンスの確立をしっかりと求め、その信頼を確保していただくようお願いいたします。

また、国におかれましては、原発を再稼働させるかどうかは原子力事業者の判断とし、安全性の確保は、原子力規制委員会により、法律及び規則等に定める規制基準に適合すると認められることを要するとされる一方で、法令上、政府の判断又は意思決定は要件とされていない、規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めるとされている。しかしながら、国のエネルギー政策として原子力発電を位置づけている中での再稼働であり、原発の安全性の確保は国の責任でもあると思います。先ほど綾部市長からもお話がありましたが、避難等の問題に関して、決してあってはならないことですが、万が一の事故発生時の避難路の確保をはじめとする避難に関わる課題の解決に取り組むことも国が責任を果たすことであります。

本市のUPZ圏域は、由良川下流部に位置しており、由良川の洪水氾濫の常襲地域となっており、同時発災があった場合に避難路が浸水し、地域が孤立するため、浸水しない避難路の確保が必要となっている。また、コロナ禍における避難という点も合わせ、国におかれては、複合災害も想定した避難路の整備推進、密を避けられるバスなどの移動手段の確保など避難体制の更なる強化を強くお願い申し上げます。

さらに、福知山市の三段池公園が避難退域時検査場所とされ、有事の際には他の市町からの避難車両の集中で深刻な渋滞が生じる可能性があり、安全で確実な避難を行うための必要な環境整備を早急に進めていただきたいと考えております。

さらに、事故発生時に放射性プルームがどのような放出量でどの方向、どの範囲で拡散するかという問題もあり、UPZ圏域外にも屋内退避で止まらないようなプルームの拡散があった場合など、現在整備されているモニタリングポストの実測値だけで、適切な避難を進められるか、住民への適切な情報提供なども含めて、更に具体的で明確な説明をいただくことをお願い申し上げます。以上、福知山市としての意見、要望とさせていただきます。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、宮津市からお願いします。

○ 宮津市城﨑市長

宮津市でございます。今回の要望、申入れ全体に関する宮津市の考え方を申し上げたいと思います。

原子力発電に関して、世界的な脱炭素社会に向けた動きが加速していく中、2050 年のカーボンニュートラルの実現と必要なエネルギーの安定確保の両立を考えた場合、 現時点において、一定の原子力発電の稼働による電力確保は必要と考えています。一方で、原子力発電においては、先ほど各市長からもありましたが、2011年の福島原発の事故は大変重い教訓であり、安全な運転はもちろんですが、常に想定外があるということを念頭に、国及び関西電力におかれましては、対応していただきたいと考えているところでございます。

市域のほぼ全域が高浜原発のUPZ圏内に含まれる宮津市におきましては、有事の際、 全域避難となった場合、約1万7千人の市民全員の避難が必要となります。これは、原 発が立地する高浜町を大きく上回る避難規模となるということでございます。

市民の命と財産を守る立場にある私としましては、スムーズな住民避難の確保は大きな課題であります。原発理解を担保していくために大変重要であると考えております。

そういった中でまず、国に対する要望についてです。国が主体となって、原子力発電に関する安全確保や住民避難など、その全般においてしっかりと責任を持って対応をお願いしたいと考えております。原子力発電の安全確保につきましては、国は常に新しい知見等を取り入れ、安全に向け万全な指導、監視等を継続してお願いしたいと思います。住民避難につきましては、宮津市は海岸と山間部が近く、平地が少ないという地理的な要因がございます。避難路となる主要道路が1本しかない地域も多く、また土砂災害危険個所も多く抱えております。これまでも通行止めによる孤立が発生するなど、非常時における避難路の安全確保が大変重要であると考えています。ついては、こうした避難路となる道路等の整備、強靭化について、特段の対策をお願いしたいと思っております。また、孤立化の危険地域について、複数の避難手段の確保、たとえば、海路避難や空路避難なども推進していただきたいと考えております。高浜発電所の全面緊急事態により宮津市全域が広域避難となった場合、自治体職員のみで住民避難にすべて対応することは非常に困難であります。非常時における的確な住民避難ができるよう、自衛隊等の実動組織による人的支援等についても確実にお願いしたいと思っております。

続いて、関西電力に対する申入れに関してでございます。原子力発電施設に係る安全対策について、今後も国からの新たな対策や規制等が示された時は、準拠した対応を早急に図られたいということが基本でございますが、各種設備やシステムを的確に使用、運転するのは、最終的には人の対応であると思っております。通常運転はもとより、想定を大幅に超えるような過酷なシミュレーションなど、常に想定外を念頭にした訓練、人材育成に取り組んでいただきたいと思います。原子力発電を稼働する電力事業者として、高浜発電所を稼働させることにより緊急時に大きな影響を受ける地域住民の避難対応について、大きな責務を負っていることを改めて確認していただきたいと思っております。自然災害とは異なる原子力災害という事象における住民避難については、その原因者たる電力事業者は、避難に関して必要となる物資や車両、人員、機材などの備蓄や提供、拠出などは当然の責務であり、地方自治体と同等に住民避難対応に従事をお願いしたいと思っております。私からは以上です。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、南丹市からお願いします。

○ 南丹市西村市長

南丹市長の西村と申します。よろしくお願いします。

先に各市長から述べていただいた内容はもちろんでございますけれども、特に本市に おいて強調しておかなければならないのは、たとえば、非常に谷が深い、国道まで出る のに40分近くかかるような所もございます。そういった中で、災害と事故発生が重複 した場合に、避難できない、孤立してしまうという事態が十分に予想されるわけでござ います。そういった意味では、万一の場合、二方向への避難が可能かどうかということ を検討しておりますが、いずれにしましても、避難路を十分安全に確保していくために は、国や府の管理道路について、たとえば、災害が地震を引き金になりますとたちまち 法面の崩壊や橋梁の落下などいろいろなことが想定できますし、そういった意味で再度 安全対策あるいは避難路の確実な確保については、十分なる点検なり必要な対策を講じ ていただくとともに、特に市町村が管理している道路については、南丹市のUPZ内で ある美山エリアは大変橋梁が多い中で老朽化が非常に著しい。それから住民要望で、す べて迅速に対応できていない危険箇所もたくさんある中で、そういった意味では市町村 が原子力対策に向けて取り組むには、必要な財源もなかなか確保できないといった時に、 今日の国土強靱化という対策が盛られている中に原子力の避難の観点からも、強靱化の ための必要な財源を十分に確保し、市町村に流れる仕組みを作っていただきたいと思っ ておりますのが、1点でございます。

それから2点目につきましては、福島原発の時もそうでございましたが、想定外にUPZよりもさらに放射能が拡散してしまうような状況もございます。そういった中で、UPZ周辺部の住民の皆さんの不安というものも一方には現前としてあるということを認識いただきながら、周辺部対策も視野に入れた対応を検討いただきたいと思っています。

それから、関西電力に対しても、着実な安全対策の向上がございますが、再度、市町村と情報共有できる、いざという時に的確な動向をいただくというシステムはあるわけでございますが、そういった情報のきちっとした流れの整備についてもお願いしたいことと、先ほどから出ておりますように、資機材と避難に係る内容については関西電力独自でも支援をお願いしたいと思います。具体的には物資、それから金銭的な支援もできましたら検討いただきたいというのが、本市の苦しい財政事情の実情でございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、京丹波町からお願いします。

○ 京丹波町太田町長

京丹波町長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

京丹波町からは、先ほどから出ている部分と重複はしますけれども、避難道路の確保 と輸送手段の確保につきまして、2点要望をさせていただきたいと思います。

1点目は、避難路の確保でありますが、京丹波町のUPZ圏内である和知地区の一番 北部のところで避難路の確保が非常に重要な課題となっております。その和知地区には 27集落が位置しており、約2,800名の町民が暮らしております。このうち一番北 部に位置する北部地区には6集落ありまして、道路は府道の舞鶴和知線が唯一の避難道 路となっております。代わりとなる道路はありませんので、ひとたび土砂災害等が発生 しますと、途端にすべての集落が孤立状態となって危機的な状況になってしまいます。 また、府道舞鶴和知線は雨量規制の区間も抱えておりますので、早急にう回路や強靭な 道路改良に対する支援をいただきたくお願いをするものでございます。

2点目でありますけれども、避難用バス等の確保をお願いしたいと思います。特に、 先ほど申し上げた地区は一時集合場所から避難退域時検査会場まで片道30分を要する 上、非常に高齢化率も高いところでございまして、スムーズな避難を行うためには十分 な数のバス等が必要になってきますし、十分な数の運転手の確保をお願いしたいと思い ます。併せて、孤立の可能性があるわけですので、ヘリコプターなどの代替となる輸送 手段の確保につきましてもお願い申し上げます。

国、関西電力におかれましては、現在急ピッチで進められておられます安全対策の実施ですけれども、隣接する市町の安全対策につきましても同じレベルで御対応いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。京丹波町からは以上でございます。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、伊根町からお願いします。

〇 伊根町上山副町長

副町長の上山です。よろしくお願いいたします。

ただいま、各市町の首長から原子力の安全確保、また、避難路の整備、地域振興や避難体制の確保などが必要であるとして、国及び関西電力に対して要望すべしとの発言がありましたが、本町についても同様の考えでございます。

前回の協議会でも申し上げましたが、特に当町からの要望といたしましては、避難路整備が第一であると考えております。宮津市と同様、広域避難となった場合に使用する大型バスについて、通行可能なルートが大変限られております。特に主たるルートであります国道178号につきましては、豪雨時に崩土や累積雨量によりすぐに通行止めとなるケースが多々あります。特に国道178号の強靭化について、お願いしたいと考えております。また、これも宮津市からもありましたように、万が一通行止めとなった場合のサブの経路といたしまして、漁港等から船舶を用いた海上避難という手法も考えられますが、特に町内の漁港については水深が浅いため大型船が直接接岸できる場所はございません。そうした折りには、陸から大型船までの輸送、また、日本海は冬期に波が荒れますので、検討すべき事項が多くございますが、この件についても御支援御助言い

ただければ幸いに存じます。伊根町からは以上でございます。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。皆様のご発言を大きく整理しますと、原子力発電所の事故に対する不安から、1つ目として原子力発電所運転における安全確保、2つ目として避難路の確保、3つ目として避難時に必要となる人員や資機材等、また避難車両や運転員の確保、さらにコロナ禍での人員体制の確保、4つ目として住民に対し、緊急時の情報提供、また、日頃からの原子力政策や原子力発電所の安全対策についての周知を行うこと、などという御意見を出していただきました。

本日は、国、関西電力に御出席いただいておりますが、本日の発言に対し、それぞれのお考えをお聞かせいただきたいと存じます。まず、資源エネルギー庁からお願いします。

○ 資源エネルギー庁松野原子力政策課長

資源エネルギー庁原子力政策課長の松野でございます。どうぞよろしくお願いします。 西脇知事をはじめ、京都府の皆様方には日頃から原子力政策、エネルギー政策、経済 産業政策全般にわたりまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本日はこの場をお借りしまして、経済産業省としての住民への原子力政策の御説明、 地域振興に係る支援、そして最後に原子力防災対策について御説明させていただきます。 まずは住民の方々への原子力政策の周知、御説明についてでございますが、原子力発 電を進めていくにあたっては、立地地域、周辺地域はもちろんのことですが、安定的か つ安価な電力の供給を受けていらっしゃる消費地の皆様を含めて理解を得ていくという ことが重要だと思っております。そのために、事業者自らがしっかりと地域に向き合い、 信頼関係を築いていくということだけではなく、国としてもしっかりと前面に立ち、国 民の皆様のご理解が深まるよう丁寧に取り組むことが必要だと思っております。こうし た観点から、全国すべての都道府県でシンポジウムや説明会を2016年1月から5年 間で約550回開催してきておりますけれども、さらに、昨年からは新型コロナウイル ス感染症予防の観点から対面でのご説明の機会を設けることが難しくなっておりますが、 それも踏まえウェブ上で原子力を含むエネルギー政策についてのトピックスの解説など 国民の皆様向けにわかりやすく、情報発信をしてきているところでございます。例えば、 昨年2月には京都市で、脱炭素化への理解を深め、日本や世界の現状を知っていただく ためのシンポジウムを開催するということをやっておりますとともに、昨年12月6日 には舞鶴市、12日には綾部市で開催された高浜発電所1・2号機に係る住民説明会に おきましては、関係市町の皆様に対してエネルギー政策についてわかりやすく説明させ ていただいたところでございます。今後も京都府での住民意見等の結果も踏まえまして、 こうした取り組みを強化し、様々な機会を通じ、理解活動に丁寧に取り組んでまいりた いと思っております。

次に、地域振興に資する御支援ということでございますけれども、国としましては、

周辺地域も対象とし、地域経済の持続的な発展につながる地域資源の開発、また、観光客の誘致といった地域振興策等、それぞれの地域の課題を丁寧にお伺いしながら、その課題解決を図ることとしております。一つの例として、再生可能エネルギーを活用した地域振興策など、地域のエネルギー施策の高度化に向けた取り組みへの支援を行っているところでございます。例えば、令和2年度においては、京都府北部地域における水素サプライチェーンの構築に向けた中長期戦略ロードマップの策定、実証事業計画の策定に向けたご支援、京都府における自治体を対象とし、エネルギービジョンの策定、また、その実施に向けた事業計画の検討への支援、太陽光発電設備の設置と再エネを活用したコミュニティFMの中継局の整備、運用等に対する支援、などを行ってきているところでございます。また、再エネを活用した地域振興策について検討する自治体の有識者検討会に近畿経済産業局の職員が委員としてお邪魔し、議論等させていただくといった協力もさせていただいているところです。

経済産業省としては、このようなエネルギー政策に加え、地方創生の推進、中心市街地や商店街の活性化、創業支援なども地域活性化に向けた取り組み、新型コロナウイルス感染症で影響を受けていらっしゃる事業者の方々へのサポートを含めまして、中小企業の経営基盤の強化に向けた御支援等を行っております。今後とも自治体や地域の皆様の声を直接お伺いしながら、ニーズに即した支援を進めていきたいと考えております。ご相談、ご提案等ございましたら、ぜひとも近畿経済産業局、資源エネルギー庁に御連絡、お問い合わせしていただければありがたいと思っております。

次に、原子力防災対策について申し上げます。原子力災害への備えに終わりや完璧はないということでございますし、地域の住民の安全安心の観点から、原子力防災対策の改善、充実を継続的に行っていくことが大変重要と考えております。そのため、経済産業省としましても、御指摘いただいたような住民避難時に必要となる人員や資機材の確保、避難経路の確保などを含め、電力事業者や内閣府をはじめとする関係府庁と緊密に連携、協力しながら対策のさらなる改善に向けて、引き続き最大限努力していきたいと考えております。

最後になりましたが、高浜発電所1・2号機、美浜発電所3号機の再稼働にあたっては、本日いただいた御意見、御要望を含め、今後とも京都府の皆様のご意向をしっかりと踏まえながら、国として責任を持って対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。続きまして、原子力規制庁からお願いします。

原子力規制庁西村地域原子力規制総括調整官

原子力規制庁の西村と申します。よろしくお願いいたします。

本日いただいた御意見、御要望について、順を追って説明したいと思います。

規制基準への不安、40年超の運転への不安についての声があるということですが、

規制基準については、住民説明会で説明したように、東電福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて大幅に強化し、この際、IAEAや欧米の基準を参考にし、非常に厳しい規制基準になっております。また、40年超の運転については、現状について特別点検により非常に詳しく調査をし、現状では有害な傷等はないということを確認しております。プラス20年による60年間の運転を想定し、予想した結果、必要な機器の交換等を行えば、技術基準を下回ることはないということも確認してございます。

また、安全の確保は国の責任、安全に向けた監視等を継続的にというご意見がございました。原子力発電所の安全の確保についての一義的な責任は事業者にございます。事業者自らがこのことを認識し、取り組むことが不可欠です。一方、規制委員会としては、必要な機器の交換等を含めた40年超の運転に向けての長期施設管理方針が適切に履行されているかを含め、事業者の安全活動、テロ対策全般について、事業者が適切に取り組んでいるかということを原子力規制検査によって厳正に監視してまいります。原子力規制検査というのは、昨年の4月から始まったものですが、365日24時間いつでも必要があれば検査に行くことができるというものでございます。

また、想定外への備えや新しい知見の取り入れを継続することについて御意見がございました。更田委員長は事故から10年を迎えての訓示として、3月11日に教訓を述べましたが、「安全を求める戦いは、想定外を減らす戦いであって、その戦いには、常に新たに考えることが不可欠である。また、我々は安全神話の復活を許さない。」と述べております。規制委員会としては、このことを胸に刻み、現状の基準に安心することなく、新たな知見の不断の調査、反映に心がけてまいります。

また、住民へのわかりやすい丁寧な説明、厳正な審査・検査についての要望がございました。規制委員会としては、委員会が行った判断、その根拠や内容について、きちんと説明責任を果たしてまいりたいと考えております。その際、専門的な内容について、なるべく可能な限りわかりやすい内容の説明となるよう努めてまいりたいと思います。また、引き続き透明性を確保しつつ、厳正な規制をしていくこと、また、説明責任を果たすことで御要望に応えてまいりたいと考えております。

大飯3・4号炉の基準地震動について敗訴しましたが、判決では、「原子力規制委員会は、経験式が有するばらつきを考慮し、・・経験式によって得られた地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について検討していない。」というご指摘を受けました。規制委員会としては本件について適切に審査を行ったと確信しております。裁判で指摘された部分というのは、経験式ですが、政府として一元的に地震に係る調査研究を推進するために設置された特別機関である地震本部が推奨する方法、これをレシピと言いますが、レシピという手順の中の一部に経験式が使われております。断層面積から地震モーメントを求めるという部分になりますが、審査においては断層の長さについて、当初2連動という申請だったものを不確かさを踏まえて3連動にして、長くしております。また、幅についても1km長くし、結果として断層の面積は1.9

2倍となり、求められた地震モーメントという地震のエネルギーにあたるものについては3.7倍になってございます。このように規制委員会としては不確かさが適切に考慮されていることを確認し、審査基準に適合していると判断しております。関係省庁とも協議した結果、判決については、受け入れがたい点があることから、昨年12月17日に控訴しております。今後、控訴審において当方の主張が理解されるよう、関係省庁と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○ 京都府古川副知事

続きまして、内閣府からお願いします。

○ 内閣府坂内政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災担当)

内閣府の坂内でございます。本日いただいた様々なご意見、とりわけ避難道路の確保 ということが住民の方々の安心安全を確保する上でも非常に重要であると強調されたの ではないかと考えております。

私どもは、関係自治体、関係省庁が参加する地域原子力防災協議会の仕組みをしっかりと動かしていき、道路整備も含めた避難の円滑化に向けて、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えています。

また、内閣府単独の事業ということではございますが、避難経路の標準化の一環として、たとえば宮津市、京丹波町において、渋滞対策や土砂災害対策として離合箇所の設置や法面保護などといったモデル事業をさせていただいておりますし、また、南丹市、綾部市において、避難退域時検査場所の円滑化対策ということで、綾部球場や美山長谷運動広場という所でどういった対応をすれば円滑な対応ができるか、ということを検討させていただいております。こういったモデル事業として実施してきたものについて、従前から西脇知事からもモデル事業の恒久化をすべしとご要請をいただいておりました。これを踏まえ、来年度からモデル事業については交付金の対象メニューの一つとして、よりお使いいただきやすい形として予算に盛り込まれているところでございます。引き続き、避難の円滑化に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

また、避難に際しての人員、資機材の確保についても数が揃っただけでは駄目であり、 当然そこに配備されるべき資機材がしっかりと配布され、機能してはじめて活きるわけ でございますので、そういった資機材についてはご相談させていただいている交付金で しっかりと支援してまいりたいと考えております。新たな改善事項等がございましたら どんどん御相談いただければと思います。また、人員の確保についても、実動組織につ いては全国から必要に応じて支援していただける体制を整えておりますし、国の職員が 関係自治体に派遣するような取り組み、これは原子力災害に止まらず、最近の激甚な災 害、たとえば昨年の九州での豪雨災害において国の職員を派遣するような取り組みをし ております。こういった取り組みをしっかりと講じ、いざという時の防護対策が有効に 実施できるように、講じてまいりたいと考えます。

また、住民の皆様への情報提供のことです。日頃の広報活動と訓練を通じた住民の方

への周知ということは非常に重要でございますが、これに並行して、最近はスマートフォンをお持ちの方がたくさんおられます。福島原発事故においてもSNSによる情報の拡散が非常に多くの影響を及ぼしていたと我々は認識しており、このような現代の新たな手段を用いて、その方がどこに避難し、どういった対応をすればよいかといったことをアプリケーション上でしっかりと指示が出てくる、あるいは、その周辺の放射線量がどのくらいの値なのかということが表示されるようなアプリケーションを現在、内閣府と鹿児島県において実際に開発中でございます。訓練を通じて使用できるようになりましたら、京都府も含め全国に展開してまいりたいと考えております。

引き続き、様々な原子力防災対策についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えて おります。以上です。

○ 京都府古川副知事

ありがとうございました。最後に関西電力からお願いします。

○ 関西電力松村代表取締役副社長原子力事業本部長

関西電力の松村でございます。皆様から課題に対する御回答の前に御報告を一つ申し上げます。高浜発電所3号機については、4号機の蒸気発生器伝熱管の損傷により、再発防止対策の検証も含めて定期検査が延びておりましたが、去る3月3日の原子力規制委員会において、原因と対策が承認されましたので、3月7日に原子炉を起動し、10日に並列し、現在順調に運転しております。今回3号機が運転再開いたしましたが、今後も万全の体制で安全運転に努めてまいりたいと思います。また、今後とも全社をあげて業務改善計画に取り組み、信頼の回復に努めるとともに、情報公開やコンプライアンスの遵守に取り組んでまいります。

それでは、皆様方からの各種課題に対する当社の考えを述べさせていただきます。

まず、原子力発電所の安全確保対策の徹底について申し上げます。1点目としましては、過去のトラブルを教訓として、発電所の安全確保のすべての責任は原子力事業者である当社にあることを肝に銘じ、社員はもとより協力会社への教育を継続し、安全を最優先に発電所の運営を行ってまいります。2点目としましては、万一の事故に際し、事故の進展を防止するため、運転員のシミュレーターを活用した各種のトラブル対応訓練、緊急安全対策要員の電源供給や原子炉への給水訓練等、様々な事故進展防止への対応訓練と教育を継続して実施し、事故対応能力の向上を図ります。3点目としましては、原子力発電所の安全対策については、新規性基準の適合はもとより、幾重もの安全対策をとっており、福島第一発電所で起こったような事故は二度と起こさないという決意で、さらに自主的な取り組みを進めてまいります。また、今後再稼働を予定している高浜1・2号機については、今後の起動工程において入念な点検を実施するとともに、異常があれば立ち止まり、安全最優先の対応を実施してまいります。運転再開以降は、現在運転している他のプラントと同様に、定期検査や長期保全計画に基づく点検、手入れを実施し、安全運転の継続に安全最優先で取り組んでまいります。

次に、住民避難等に関して申し上げます。1点目としまして、緊急時モニタリングに ついて、緊急時を想定しサーベイメータやシンチレーションカウンターなどの放射線測 定器や防護服であるタイベック等を相当数、京都府保健環境研究所のほか4つの保健所 に配備させていただいており、日頃の訓練や緊急時に活用していただくとともに、不足 する場合は可能な範囲で協力をさせていただきます。また、原子力災害時においては、 国の対策本部の指示に基づき、京都府内においては京都府の緊急時モニタリング実施要 領により、資機材の提供と要員を派遣させていただきます。2点目としまして、屋内避 難時の物資の備蓄、提供については、原子力災害時においてUPZ内の屋内退避が長期 化した場合、国の対策本部を通じて当社に対し要請があれば、非常食等の生活物資を京 都府に提供させていただくこととなっております。当社の事業所にはそれぞれ生活物資 が備蓄されておりますので、可能な範囲で御提供させていただきます。3点目としまし て、緊急時における避難用車両等の提供については、原子力災害のおそれのある場合は PAZの舞鶴市が避難準備、避難へと移行することになります。このとき、国の警戒本 部からの指示がございましたら、当社からバスと運転手を派遣いたします。また、福祉 車両については当社から5台を貸与させていただいておりますが、バスと同様に運転手 を派遣することとしております。さらに、UPZについても国の対策本部を通じて、福 祉車両等の派遣について可能な範囲で御協力させていただきます。なお、原子力災害が 発生し、半島部分で孤立した場合には、当社も海路及び空路による避難を支援させてい ただきます。4点目としまして、要員派遣については、原子力災害時には避難退域時検 査要員として、当社及び他電力からの応援も含め最大800人を派遣する体制を確保し ております。この要員が一時集合場所での活動も含め、国の対策本部からの指示により 可能な範囲で人員や資機材の提供を実施いたします。また、広域避難が必要となった場 合には、別途支援要員についても可能な範囲で御協力させていただきます。

最後に、住民の方々への安全対策等の広報については、安藤から御説明させていただきます。

○ 関西電力安藤常務執行役員地域共生本部長

安藤でございます。原子力広報については、一例としまして、お手元に配布していますチラシでございますが、去る2月28日に京都府UPZ市町に約7万8千部を新聞折り込みチラシとして配布させていただいております。内容については、住民説明会での資料内容をベースとし、少しでも取り組みをご理解いただけるよう、できるだけ工夫し作成させていただいたものでございます。このチラシについては、新聞購読者以外の住民の方々にも知っていただけるよう、当社ホームページに掲載いたしますとともに、市町の窓口や関係各所に配らせていただいております。

- 関西電力松村代表取締役副社長原子力事業本部長 以上で関西電力からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。
- 京都府古川副知事

ありがとうございました。先日の幹事会においても、地域協議会として国、関西電力に要望すべきとのご意見がありました。本日改めて、舞鶴市長、綾部市長からもその旨ご発言がございました。

本日の府・市町の皆様の意見等を明確にした上で、府及び7市町連名の要望書という 形でとりまとめたいと存じます。その上で、国及び関西電力に対し、改めて要望したい と考えますが、如何でしょうか。(異議なし)

それでは、府及び7市町連名での要望書を作成し、皆様に内容を御確認いただいた後、 改めて、本日御出席の国及び関西電力に提出したいと存じます。

それでは最後に、知事からまとめをお願いします。

○ 京都府西脇知事

それでは、本日のまとめをさせていただきます。

これまで当協議会で取り扱ってきた高浜発電所1・2号機の安全性については、福島 第一事故を教訓とした何重もの安全対策、運転期間延長となる原子炉の安全点検、現状 から将来の安全性予測等について説明等を受け、安全性の根拠を一定確認したところで ございます。事故が起こる確率は極めて低いレベルと推測はできますが、しかしながら、 事故は100%起こらないという保証には至っていません。

また、住民の質問や意見の中では、運転延長期間における原子炉の老朽化による事故や、予想を超える大地震等による事故への不安が依然存在していること、また、もし万が一事故が起こった際の避難車両や避難路の確保ができず、本当に避難できるかという不安がセットで存在することも確認できました。

本日は、府や各市町からこうした点を踏まえて、改めて課題や要望を発言させていただき、国と関西電力から回答をいただいたところでありますが、本日の発言等を要望書として正式に国及び関西電力へ提出することで意見が一致したところでございます。

国及び関西電力におかれましては、改めて、要望書という形でお願いしますので、原子力発電所における徹底した安全対策と更なる安全性の向上に向けた取り組み、さらに、 避難計画にあっては実効性向上の取り組みを引き続き、この場をお借りしてご要望して おきたいと思います。よろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

〇 司会

以上をもちまして、高浜発電所に係る地域協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございました。